

企画趣旨

古田啓昌

1

仲裁法（平成15年法律第138号）が2004年3月1日に施行されてから11年が経過した。仲裁法制定以前、我が国における仲裁（とりわけ国際商事仲裁）の利用は極めて低調であった。その原因として、旧法（仲裁法附則9条による改正前の「公示催告手続及ビ仲裁手続ニ関スル法律」（明治23年法律第29号））の規律の不合理さ（たとえば、仲裁人の数について当事者間に合意がない場合は、双方が各1名を選任して、2名で仲裁庭を構成するなど）が挙げられる。旧法の規律は、もともと明治23年に制定された民事訴訟法（いわゆる旧々民訴法）の第8編として立法されたものであった。その後、判決手続に関する旧々民訴法第1編ないし第5編は、大正15年の大改正（いわゆる旧民訴法）を経て、民事訴訟法（平成8年法律第109号）として生まれ変わった。また民事執行手続・民事保全手続に関する旧々民訴法第6編は、民事執行法（昭和54年法律第4号）・民事保全法（平成元年法律第91号）として生まれ変わった。しかしに、仲裁手続に関する旧々民訴法第8編は、制定後110年以上も改正されず、時代の趨勢から立ち後れているとか、古色蒼然とも評されていた。

仲裁法は、我が国においても利用しやすく実効的な仲裁制度を実現するため、国際連合国際商取引法委員会の採択した国際商事仲裁模範法（UNCITRALモデル法）に依拠して立法されたものであり、その規律の内容は世界水準からみて各国と遜色のないものとなっている。また、仲裁法の制定以降、2003年10月に公益社団法人日本仲裁人協会が設立され、また全国の大学法学部ないし法科大学院において仲裁法の授業が開講されるな

ど、仲裁制度の普及に向けて、一定の進展が図られている。従前、我が国における仲裁インフラの貧困（たとえば、英語に堪能な仲裁実務家が少ない、成田空港から東京都内へのアクセスが不便、ファイブスタークラスの快適なホテルが少ない等々）が指摘されることもあったが、成田エクスプレスが1991年に開業したことによって都心へのアクセスは大きく改善された。外資系の高級ホテルも、1990年代以降、続々と日本に進出している。

にもかかわらず、我が国の代表的な商事仲裁機関である一般社団法人日本商事仲裁協会における仲裁事件の件数は、ほぼ横ばいの状況である。法律家やビジネスパーソンの間でも、「調停（mediation）」と「仲裁（arbitration）」の区別は必ずしも浸透していない（実際、「arbitration」を「調停」と和訳している例を見るることは稀ではない）。近時の環太平洋パートナシップ協定（TPP）に関連した投資協定仲裁をめぐる議論を見ても、仲裁制度について、我が国で十分な理解が得られているとは言いがたい。他方、世界に目を転じると、欧米においては、かねてより私人間の紛争解決手続として仲裁が重要な地位を占めている。また、アジア諸国（とりわけ、香港、シンガポール、マレーシア、韓国）においても、仲裁の振興を自国の成長戦略の一環として位置づけ、より利用しやすく実効的な仲裁制度の実現を目指して、国際的な競争が展開されている。

2

本特集では、世界やアジアにおける仲裁の現況を概観した上で、日本の仲裁の世界における現在の地位について検討し、我が国における仲裁制度の歴史的発展や、日本仲裁の未来の可能性について

多角的に論じる。まず国際商事仲裁を念頭において、世界における仲裁実務の国際水準（ベスト・プラクティス）について検討する。そもそも仲裁は、国家が設立・運営する裁判制度とは異なり、当事者の合意によって行う手続であり、それゆえ手続的な規律についても当事者自治が広く認められている。そうだとすると、個々の事件の手続進行は事件毎に区々となつてもおかしくないはずである。しかし、実際には（とりわけ国際商事仲裁の分野では）「ベスト・プラクティス」という形で一定の標準的実務が仲裁実務家間で共有され、さらには、国際法曹協会（IBA）などの国際団体によってガイドラインとして成文化される動きも見られる。かくして、我が国企業が国際商事仲裁に的確に対応するには、こうした仲裁実務の国際水準に精通していることが求められることとなる。

ついで、目をアジアに転じる。我が国において仲裁の普及が進まない中、香港、シンガポールはアジアの仲裁センターとしての地位を確固たるものとしている。更に近時はマレーシアや韓国も仲裁センターとして名乗りをあげている。こうした現状について、具体的な統計データを分析検討した後に、日本における仲裁の歴史的位相を検討する。そもそもなぜ「arbitration」の訳語が「仲裁」なのか。我が国伝統的な紛争解決手法との関係で、「仲裁」はどのように位置づけられるのかを歴史的に検証することによって、その後の社会的な変動の中で「仲裁」に求められる現代的役割を析出することができるであろう。

3

ここまで議論は、主として国際商事仲裁を念頭においたものであった。しかしながら、仲裁制度の利用は、ビジネス紛争の処理に限定されるものではない。本特集では、B to Bの商事仲裁とはやや異色の分野として、まず消費者仲裁と労働仲裁を取り上げる。消費者仲裁と労働仲裁の扱いは、仲裁法制定時も、そもそもそのような仲裁を我が国で容認するか否かを巡って問題となった。結局は、消費者仲裁合意について消費者の一方的解除権を定めた仲裁法附則3条、個別労働関係紛争を対象とする仲裁合意を無効とする仲裁法附則4条を置くこととなったが、当該条文にいう「当分の間」との文言にかかわらず、施行後11年を経

過しても改正の動きはでていない。

ついでスポーツ仲裁を論じる。イスラエルに本部を有するスポーツ仲裁機構は、国際オリンピック委員会によって1984年に設立され、シドニーオリンピックに際して女子水泳の千葉すずが申立てを行ったことから我が国でも知られるようになった。また、東京に本部を有する日本スポーツ仲裁機構は、日本オリンピック委員会によって2003年に設立され、2013年には25件の仲裁申立てを受理している。スポーツ仲裁は、対象となる紛争がドーピングや選手選考など、いわゆる一般的な意味での「法律上の争訟」とは異なり、通常の訴訟手続に馴染みにくいという点で、通常の商事仲裁とは異なる特徴を有している。

国際的な土木・建築・プラント等をめぐる建設紛争の処理においても、仲裁は重要な役割を果たしている。国際的な建設プロジェクトの契約条件は、国際コンサルティング／エンジニア連盟のFIDIC契約約款によって、かなり定型化されているが、プロジェクトの期間が長期にわたり、その間に事前に予測しがたい事象が発生することも珍しくない。その場合に備えて、仲裁をはじめとする多層的な紛争解決手続が用意されている。

以上で触れた仲裁は、いずれも紛争当事者間に仲裁合意があって、はじめて手続が始まるものである。これに対して、投資協定仲裁は、そのような仲裁合意が存在しない場合であっても、二国間あるいは多国間の投資協定（あるいは経済連携協定の投資章）に基づいて、投資家（私企業）が投資受入国政府を相手取って仲裁を始めるができるという特徴を持つ。そこでは、しばしば投資受入国の政策変更などといった公法的な措置の適法性が問題となる点でも、私人間の仲裁とは大きく異なる性格を有している。

4

最後に、我が国を代表する仲裁機関である社団法人日本商事仲裁協会と公益社団日本商事仲裁協会における取り組みを紹介する。これまでの我が国における仲裁の普及に両者が果たしてきた役割は多大なものがある。今後も、我が国における仲裁の発展のためには、両者の積極的取り組みが不可欠である。

（ふるた・よしまさ弁護士・東京大学教授）